

勝浦市農業委員会会議録

(2月定例会)

平成29年2月22日(水曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、9名でその氏名は次のとおりである。

1番 吉野茂子	2番 末吉光	3番 数金清美
4番 谷敏夫	5番 浅野香太郎	6番 佐藤衛
7番 藤江義博	8番 滝口裕都	9番 高旨粧一

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 中村泰輔 書記 瀧口智大

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 平成29年度勝浦市農作業別標準賃金並びに機械による標準農作業料金の設定について

第3 報告

報告第1号 転用事実確認証明書の発行について

報告第2号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業計画書の提出について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 その他

○会長（高旨粧一） 皆さん、こんにちは。

本日はご多用の中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ここ2、3日天候不順で春一番、そして1日おいて春二番、また春三番が向かっているというような天気予報でございますけれども、春を迎えて三寒四温が日々続いている状況でございます。

そういった中で、皆様日々農作業等にご苦勞いただいておりますという事で、大変ご苦勞様でございます。

間もなく3月を迎えるということで、田植え、田畑の耕地作業の準備をされておるのではないかと思います。

そういった大変お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

それでは会議の方を始めさせていただきたいと思っております。

よろしくお願い致します。

○議長（高旨粧一会長） 本日の出席委員は9名中9名で、定則数に達しておりますので会議はここに成立をいたしました。

ただいまから、平成29年勝浦市農業委員会2月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知をお願い申し上げます。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規定により、議長において、5番浅野香太郎委員及び6番佐藤衛委員を指名いたします。

よろしく願いをいたします。

日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 説明します。

農地法第3条の規定は、農地の権利移動の制限であり、農地を農地のまま権利を設定し又は移転しようとするものです。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は、大楠の田畑23筆、延べ14,203平方メートル、使用貸借権設定を目的とした申請です。

申請理由につきまして、親子間で農業経営の移譲を行うため申請がなされたものでございます。

申請位置は、総野小学校から●側約●●●メートルから●●●メートルに点在しております。

次に2ページをご覧ください。

申請番号2番、申請地は、市野川の畑2筆、内登記地目田、現況畑が1筆、延べ575平方メートル、贈与による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきまして譲受人は、申請地を譲り受け耕作し、環境保全に努めたいとし、譲渡人は、市外に居住し管理出来ないため譲り渡したいとして申請がなされたものです。

申請位置は、小湊バス折返し場から●側約●●●メートルの地点となります。

次に3ページをご覧ください。

申請番号3番、申請地は、大楠の登記地目田、現況畑1筆、1,454平方メートル、売買による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきまして譲受人は、申請地を買い受け有効利用を図りたいとし、譲渡人は、希望により売り渡したいとして申請がなされたものです。

申請位置は、大楠消防詰め所から●側約●●●メートルの地点となります。

次に4ページをご覧ください。

申請番号4番、申請地は、大楠の登記地目田、現況畑2筆、延べ1,612平方メートル、売買による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきまして譲受人は、申請地を買い受け有効利用を図りたいとし、譲渡人は、希望により売り渡したいとして申請がなされたものです。

申請位置は、大楠消防詰め所から●側約●●●メートルの地点となります。

次に5ページをご覧ください。

申請番号5番、申請地は、大楠の畑2筆、延べ121平方メートル、売買による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきまして譲受人は、申請地を買い受け有効利用を図りたいとし、譲渡人は、希望により売り渡したいとして申請がなされたものです。

申請位置は、大楠消防詰め所から●側約●●●メートルの地点となります。

以上で説明を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 職員の説明が終わりました。

つづきまして、地区担当委員から報告をお願いします。

申請番号1番につきまして、4番谷敏夫委員をお願いします。

○4番（谷敏夫委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

2月16日、申請者と面談し、現地調査を行いました。

本件は経営移譲のための申請で、申請者世帯は、主にタバコ、水稻の生産農家で、経営状況も健全であり、倅さんも仕事に一生懸命取り組んでおりますので、経営を受け継ぐには十分な資質があると考えます。

許可要件について確認したところ、特に問題はありません。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしくお願い致します。

以上です。

○議長（高吉粧一会長） ありがとうございます。

続いて、申請番号2番につきまして、2番末吉光委員お願いします。

○2番（末吉光委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

2月15日、申請者と面談し現地を確認したところ、現地は、適正に管理されておりました。

譲受人は、自作地に隣接する申請地について、譲渡人より譲渡の申し入れがあったため、申請地を譲り受け、耕作し獣害対策のための環境保全を行いたいとして申請に至ったとのことです。

許可要件について確認したところ、特に問題はありません。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

○議長（高吉粧一会長） ありがとうございます。

つづきまして、申請番号3番につきまして、4番谷敏夫委員お願いします。

○4番（谷敏夫委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

2月17日、申請者と面談し現地を確認したところ、現地は、荒れておりました。

譲受人は、自作地に近い申請地を買い受けて再生し、有効利用を図りたいとして申請に至ったとのことです。

許可要件について確認したところ、特に問題はありません。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしくお願い致します。

以上です。

○議長（高吉粧一会長） ありがとうございます。

引き続き、申請番号4番につきまして、4番谷敏夫委員お願いします。

○4番（谷敏夫委員） 報告します。申請の概要は事務局の説明どおりです。

2月17日、申請者と面談し現地を確認したところ、現地は、荒れておりました。

譲受人は、自作地に隣接する申請地を買い受けて再生し、有効利用を図りたいとして申請に至ったとのことです。

許可要件について確認したところ、特に問題はありません。

調査の結果、許可相当と判断いたします。
皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。
以上です。

○議長（高旨粧一会長） ありがとうございます。
引き続き、申請番号5番につきましても、4番谷敏夫委員お願いします。

○4番（谷敏夫委員）報告します。申請の概要は事務局の説明どおりです。
2月17日、申請者と面談し現地を確認したところ、現地は、荒れておりました。
譲受人は、自作地に隣接する申請地を買い受けて再生し、有効利用を図りたいとして申請に至ったとのことです。
許可要件について確認したところ、特に問題はありません。
調査の結果、許可相当と判断いたします。
皆様のご審議のほどよろしくお願い致します。
以上です。

○議長（高旨粧一会長） ありがとうございます。
これをもちまして、地区担当委員の報告を終わります。
これより質疑に入ります。
ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） 質疑なしとの声がありました。
これをもちまして、質疑を終結いたします。
これより、採決をいたします。
申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願い致します。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。
よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。
続きまして、申請番号2番につきまして、本案は申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願い致します。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

続きまして、申請番号3番につきまして、本案は申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願い致します。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

続きまして、申請番号4番につきまして、本案は申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願い致します。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

続きまして、申請番号5番につきまして、本案は申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願い致します。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 説明します。

農地法第5条の規定は、農地の転用を伴う権利移動の制限であり、農地を農地以外に転用する目的で、権利を設定し又は移転しようとするものです。

資料の6ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は、串浜の田、653平方メートル、資材置場への転用を伴う、売買による所有権移転を目的とした申請です。

施設の概要は、資材置場653平方メートルです。

転用の時期は、平成29年3月15日から平成29年4月30日、資金計画は自己資金によるもので、残高証明書により確認しております。

申請理由につきまして、譲受人は、ゴルフ場の補修用資材をストックするための用地が手狭となったため、申請地を転用して買い受けたいとし、譲渡人は、申請地を管理、耕

作することは困難であるため売り渡したいとして申請がなされたものです。

申請位置は、勝浦清掃センターから●側約●●●メートルの地点となります。

次に7ページをご覧ください。

申請番号2番、申請地は、興津の畑、155平方メートル、専用住宅への転用を伴う、売買による所有権移転を目的とした申請です。

施設の概要は、木造平家建て合金メッキ葺き75.35平方メートルです。

転用の時期は、平成29年9月1日から平成30年1月30日、資金計画は自己資金によるもので、残高証明書により確認しております。

申請理由につきまして、譲受人は、子供の成長により住居が狭くなったため、隣接である申請地に離れとして住宅を新築したいとし、譲渡人は、申請地を管理することが大変であるため譲り渡したいとして申請がなされたものです。

申請位置は、興津中学校から●側約●●●メートルの地点となります。

次に8ページをご覧ください。

申請番号3番、本件は鵜原地先の違反転用の是正に伴う申請です。

申請地は、区域内を大きく南北に伸びる2本の管理道路の内、東側の道路部分の一部となります。

該当する農地は、1,074平方メートルで、今回の申請は、田2筆、1,074平方メートルです。

施設の概要は、管理道路、幅員6.2メートル、延長8.95キロメートルです。

申請理由につきまして、譲受人は、農地法違反を是正し所有権を取得したうえで管理を行っていききたいとし、譲渡人は、農地を復元して耕作することは出来ないため、早々に土地を引き渡したいとのことです。

申請位置は、JR鵜原駅から●側約●●●メートルの地点となります。

次に9ページをご覧ください。

申請番号4番、こちらも鵜原地先の違反転用の是正に伴う申請です。

申請地は、区域内の中腹に位置する沈砂調整池の一部となります。

該当する農地は、1,281平方メートルで、今回の申請は、田畑2筆、442平方メートルです。

施設の概要は、沈砂調整池、貯水量4,412立米です。

申請理由につきまして、譲受人は、農地法違反を是正し所有権を取得したうえで管理を行っていききたいとし、譲渡人は、農地を復元して耕作することは出来ないため、早々に土地を引き渡したいとのことです。

申請位置は、JR鵜原駅から●側約●●●メートルの地点となります。

次に10ページをご覧ください。

申請番号5番、こちらも鵜原地先の違反転用の是正に伴う申請となります。

申請地は、区域内の中腹やや北側に位置する沈砂調整池の一部となります。

該当する農地は、195平方メートルで、今回の申請は、田1筆、195平方メートルです。

施設の概要は、沈砂調整池、貯水量1,613立米です。

申請理由につきまして、譲受人は、農地法違反を是正し所有権を取得したうえで管理を行っていききたいとし、譲渡人は、農地を復元して耕作することは出来ないため、早々に土地を引き渡したいとのことです。

申請位置は、JR鶴原駅から●側約●●●メートルの地点となります。

次に、11ページをご覧ください。

申請番号6番、こちらも鶴原地先の違反転用の是正に伴う申請です。

申請地は、区域内に3カ所ある造成緑地の北側に位置する部分で、該当する農地は、300平方メートルで、今回の申請は、田1筆、300平方メートルです。

施設の概要は、造成緑地0.57ヘクタールです。

申請理由につきまして、譲受人は、農地法違反を是正し所有権を取得したうえで管理を行っていききたいとし、譲渡人は、農地を復元して耕作することは出来ないため、早々に土地を引き渡したいとのことです。

申請位置は、JR鶴原駅から●側約●●●メートルの地点となります。

なお、この鶴原地先の違反転用の是正に伴う申請は、沈砂調整池、田1筆839平方メートルを残すのみとなりましたが、当該地は、相続の問題により、なお時間が掛かるとの報告を受けております。

以上で説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の説明が終わりました。

つづきまして、地区担当委員から報告をお願いします。

申請番号1番につきまして、8番滝口裕都委員お願い致します。

○8番（滝口裕都委員） 報告させていただきます。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

2月20日、現地調査を行い譲受人と面談をしました。

申請地は、多少の荒地となった状態でございます。

今回、申請者は、資材置場とするため申請に至ったとのことです。

許可要件につきましては、立地基準として第2種農地に該当し、隣接農地への影響もな
く、他への代替性もありませんので問題はないと思います。

資金計画も妥当であり、簡単な整地のみで工事が可能であることから、転用の実現性は
確実であると認められます。

調査の結果、許可相当として判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしくお願い致します。

以上です。

○議長（高吉粧一会長） 続きまして、申請番号2番につきましても、8番滝口裕都委員
お願いします。

○8番（滝口裕都委員） 報告させていただきます。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

本日午前中、現地調査を行い●●様と面談をしました。

申請地は、概ね管理された状態でございます。

今回、申請者は、住宅を建築するため申請に至ったとのこと。

許可要件につきましては、立地基準として第3種農地に該当し、隣接農地もありませんので問題はないと判断いたします。

資金計画も妥当であり、簡単な整地のみで工事が可能であることから、転用の実現性は確実であると認められます。

調査の結果、許可相当として判断いたします。皆様のご審議のほどよろしくお願い致します。

以上です。

○議長（高吉粧一会長） 続きまして、申請番号3番につきましても、8番滝口裕都委員お願いします。

○8番（滝口裕都委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明のとおりでございます。

本件につきましては、4月18日に事業区域全体の現地調査を行い譲受人の担当社員と面談しております。

この申請は、農地違反転用是正のための申請であり、転用事業としては既に知事の転用許可を受けておりますことから、許可相当として判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（高吉粧一会長） 続きまして、申請番号4番につきましても、8番滝口裕都委員お願いします。

○8番（滝口裕都委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明のとおりでございます。

本件につきましては、申請番号3番と同様で、許可相当として判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（高吉粧一会長） 続きまして、申請番号5番につきましても、8番滝口裕都委員お願い致します。

○8番（滝口裕都委員） 報告させていただきます。
申請の概要は事務局の説明のとおりでございます。
本件につきましても、申請番号3番と同様で、許可相当として判断いたします。
皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。
以上です。

○議長（高旨粧一会長） 引き続き、申請番号6番につきましても、8番滝口裕都委員お願い致します。

○8番（滝口裕都委員） 報告させていただきます。
申請の概要は事務局の説明のとおりでございます。
本件につきましても、申請番号3番と同様で、許可相当として判断いたします。
皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。
以上です。

○議長（高旨粧一会長） ありがとうございます。
これをもちまして、地区担当委員の報告を終わります。
これより質疑に入ります。
ご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） 質疑なしとの声がございました。
これをもちまして、質疑を終結いたします。
これより、採決をいたします。
申請番号1番につきましても、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。
よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定をいたしました。
つづきまして、申請番号2番につきましても、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願い致します。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定をいたしました。

つづきまして、申請番号3番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願い致します。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定をいたしました。

つづきまして、申請番号4番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願い致します。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定をいたしました。

つづきまして、申請番号5番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願い致します。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定をいたしました。

つづきまして、申請番号6番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願い致します。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定をいたしました。

次に、議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 説明します。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成29年2月9日付けで決定を求められたものです。

このたびの2月定例会に諮るべき件数は、新規設定計画4件、8,408平方メートル、再設定計画2件、3,164平方メートル、合計6件、11,572平方メートルです。

資料の12ページをご覧ください。

申請番号1番、上野の田1,021平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成29年3月1日から3ヶ年の再設定です。

13ページをご覧ください。

申請番号2番、新戸の田1,377平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成29年3月1日から3ヶ年の新規設定です。

14ページをご覧ください。

申請番号3番、新戸の田2筆、延べ3,395平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成29年3月1日から3ヶ年の新規設定です。

15ページをご覧ください。

申請番号4番、宿戸の田2,143平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成29年3月1日から5ヶ年の再設定です。

16ページをご覧ください。

申請番号5番、市野川の田2筆、延べ1,720平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成29年3月1日から10ヶ年の新規設定です。

17ページをご覧ください。

申請番号6番、市野川の田1,916平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成29年3月1日から10ヶ年の新規設定です。

以上で説明を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもちまして質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

申請番号1番から6番の計画につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願い致します。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号、平成29年度勝浦市農作業別標準賃金並びに機械による標準農作業料金の設定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 説明します。

資料の18ページをご覧ください。

本件は、千葉県農業会議において平成29年度の標準賃金並びに標準農作業料金が設定なされたことに伴い、本市の平成29年度の標準額について設定するものです。

各標準額の案につきましては、資料の18-1ページをご覧ください。

今回、千葉県農業会議では、畑作業の賃金で200円の増、燃料価格の上昇に伴いトラクター及び田植機による機械作業料金について100円の増額を行っております。

育苗については、育苗器の価格上昇に伴い1箱あたり10円の増額となっております。

また、夷隅郡市の状況については、資料配付時点では検討中との回答でありましたが、その後聞き取りをしたところ、最新の情報を入手しましたのでお知らせを致します。

まず、大多喜町でございますけれども、県農業会議に倣いまして、トラクター及び田植機による機械作業料金100円ずつの増額ですので、水田代かき6,900円が7,000円に、植付6,500円が6,600円になりました。

それ以外は変更なしとのことです。

また、いすみ市と御宿町については前年同額という回答でございました。

これらの状況を踏まえまして、農作業賃金については、社会情勢を鑑みまして、賃金を引き上げ、千葉県農業会議と同額とし水田作業7,500円を7,800円に、畑作業7,200円を7,500円と致しました。

作業料金については、多少の燃料代の上下はあるものの実状としては、前年度と特に変化はないと考えまして、全体的に変更なしとしております。

以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 職員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

はい、数金委員。

○3番（数金清美委員） 乾燥調整、1俵あたりですよね、右の備考のところにJAいすみ乾燥60キログラムあたり25パーセントと28パーセント以上とありますが、これは買取り時の水分パーセントでしょうか。

○議長（高旨粧一会長） 荷受け段階の水分パーセントになります。

稲刈りをして、コンテナに積んで持ってきて、ライスセンターで荷を受ける時の籾の水分パーセントです。

○3番（数金清美委員） それを14.5パーセントまで乾燥させる1俵あたりの値段ということですね。

○議長（高旨粧一会長） そういうことです。

○3番（数金清美委員） はい、わかりました。

○議長（高旨粧一会長） 他に、ご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもちまして質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手をお願い致します。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、報告でございます。

報告第1号、転用事実確認証明書の発行について、報告第2号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業計画書の提出について、及び報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より報告を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 報告第1号、転用事実確認証明書の発行についてご報告いたします。

このたびの2月定例会にご報告すべき当該証明書の願出件数は1件です。

転用完了につき転用事実確認証明書を発行いたしました。

報告第2号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業計画書の提出についてご報告いたします。

このたびの2月定例会にご報告すべき件数は1件です。

受付後、県へ送付致しました。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告いたします。

この通知は、農地法第18条第1項の規定により制限されております農地の賃貸借の解除・解約の申入れ等の行為について、第1項ただし書きにより例外として許可を要しない合意解約等の行為が行われた場合に、同条第6項の規定により当事者が通知するものです。

このたびの2月定例会にご報告すべき件数は3件です。

いずれも、農地法第3条の許可による賃貸借です。

以上で報告を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 次に、日程第4、その他でございます。

委員の皆様からご発言等ございましたらお願い致します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） ご発言が無いようですので、日程第4、その他を終わります。

以上で、本定例会に付議されました案件は、

すべて議了されました。

これをもって、平成29年勝浦市農業委員会2月定例会を閉会いたします。

ご苦労様でございました。

(午後 2 時 1 0 分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 2 9 年 2 月 2 2 日

議 長 (会 長)

署 名 委 員

署 名 委 員
